

飯能市テイクアウト等導入支援補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛などにより売上が減少した飲食事業者に対し、新たにテイクアウトやデリバリーを始める(又は始めた)ための費用の一部を補助します。

対象事業者

テイクアウト又はデリバリーを新たに始める(又は始めた)飯能市内に主たる事業所を有する飲食事業者
※飲食事業者とは、食品衛生法施行令第35条第1号(飲食店営業)又は第2号(喫茶店営業)に規定する営業について埼玉県知事の許可を得た事業者をいいます。

◆対象外となる事業者

暴力団関係者、性風俗関連事業者、政治や宗教上の組織又は団体、その他市が適切でない判断する者(詳細については、ホームページをご参照ください。)

支給条件

緊急事態宣言が発出された4月7日以降に新たにテイクアウト又はデリバリーを始める(始めた)こと。

※以前からテイクアウトやデリバリーを行っていた場合は、対象となりません。

※テイクアウト又はデリバリーの内容によっては、保健所の許認可等が必要な場合がありますので、必ず事前に狭山保健所に確認してください。

対象となる経費

テイクアウト又はデリバリーを始めるためにかかる経費のうち、必要と認められる経費(広告宣伝費や消耗品費、デリバリーにかかる人件費など)

例)テイクアウトやデリバリーにかかるチラシやメニューなどの印刷費、テイクアウト容器等の消耗品費、デリバリーのために新たに雇用した従業員の人件費など

補助額

対象経費の9/10(限度額10万円)

申請期間

令和2年6月15日(月)～令和2年10月30日(金)

申請書類

<共通>①交付申請書(裏面は誓約書)、②事業計画書、③収支予算書(決算書)、④請求書、⑤営業許可証の写し、⑥振込口座が分かる通帳の写し

<これから開始する場合>見積書の写しなど

<すでに開始している場合>領収書の写し

※①～④の書類は、ホームページからダウンロードできるほか、市役所産業振興課、飯能商工会議所にも置いてあります。

申請方法

申請書類を揃えて、郵送により下記へ提出

【郵送先】 357-8501 飯能市大字双柳1番地の1 飯能市役所産業振興課

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送提出にご協力ください。

【問い合わせ】 飯能市役所 産業振興課 電話 042-986-5083 (直通)
飯能商工会議所 電話 042-974-3111